

# 企画競争説明書

業務名称：タンザニア国天然ガス利活用能力強化プロジェクト

調達管理番号：23a00232

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年7月5日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年7月5日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国天然ガス利活用能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年9月 ～ 2025年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp](mailto:Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 7月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 7月 11日 12時
3	質問への回答	2023年 7月 14日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の <b>4営業日前から1営業日前の正午まで</b>
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 7月 21日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 8月 1日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月から申込方法が変わりました。

#### 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

### 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タンザニア国天然ガス利活用能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」  
(調達管理番号：22a00771)の受注者(株式会社奇兵隊)及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

#### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法 : 電子メール

- ① 件名 : 「【質問】 調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ : 「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タンザニア国天然ガス利活用能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

タンザニアでは、1974年に Songo Songo 島において陸上部から浅い沖合にかけてガス田が発見されたことをきっかけに、国産ガスの利活用が経済発展の推進力として注目されてきた。2015年には浅海部等のガス田からダルエスサラームへパイプラインが敷設され、このパイプラインを活用したキネレジ発電所Ⅰが2016年に運転を開始している。さらに2010年以降、深海に大規模なガス田が発見され、LNG事業の実施が期待されている。同国において、商業用エネルギーで最も消費量の多い石油は全て輸入していることから、石油の代替燃料として国産ガスを利用することは、エネルギー安全保障の強化及び経済の発展に資するものである。また、家庭用エネルギーの大部分を薪炭に頼り、森林伐採や健康被害が深刻な課題となっている中、家庭用エネルギー源をガスに転換していくことは、森林保全や住民の生活環境の面からも非常に有効である。

JICAは「天然ガス普及促進プロジェクト」（2017-2021）を実施し、国産ガスの利活用促進のためのマスタープラン策定支援を行った。しかしながら、同マスタープランに沿って天然ガスの利活用を全国的に進めていくにあたっては、タンザニアの関連する社会インフラや技術力では十分ではなく、更なる強化が求められている。加えて、同マスタープランの策定以降、取り巻く環境は大きく変化している。第一に、タンザニア政府は国産ガスの輸出に向けて積極的な姿勢を示すようになった。第二に、パリ協定に基づき、地球温暖化対策として先進国のみならず途上国においても温室効果ガス排出量の削減が求められる中、同国においても環境に配慮した形でのガス利用が益々期待されるようになった。つまり、タンザニアにおいて、国産ガスの利用を進めるには、上記2点の変化を盛り込んだマスタープランの更新が求められている。

この状況を踏まえ、タンザニア政府は国産ガスの利活用促進に必要な総合的な天然ガス利用計画の策定、および関連する能力強化を目的として「タンザニア国天然ガス



利活用能力強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)の実施に関する支援を日本政府に対し要請した。要請を受けてJICAは2023年1月から同年4月に詳細計画策定調査を実施してプロジェクトの枠組みに係る協議を行い、同調査結果に基づき2023年5月にタンザニア政府との間で協力に係る討議議事録(Record of Discussions: R/D)を署名した。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

タンザニア国天然ガス利活用能力強化プロジェクト

#### (2) 上位目標

タンザニア国の天然ガス利用が環境に配慮した形で促進され、経済成長に貢献する。

指標及び目標値：

1. 薪や木炭などのバイオマスの消費率が、プロジェクトの開始時と比較して、全体のエネルギー消費量のXX%に削減される。
2. 天然ガスの消費率が、プロジェクト開始時と比較してXX%増加する。
3. 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出されたタンザニアの国が決定する貢献(NDC)において、エネルギー部門のうちガスに関する排出量削減および気候変動対策の項目が達成される。

#### (3) プロジェクト目標

天然ガスの利活用に必要な計画策定能力および実施能力が強化される。

指標及び目標値：

1. 天然ガスプロジェクトの計画および実行件数が増加する。
2. 天然ガスの消費率がプロジェクト開始時と比較してXX%増加する。
3. エネルギー省(MoE)、石油開発公社(TPDC)およびエネルギー・水規制局(EWURA)が天然ガス関連プロジェクトの計画実施、規制を行うことができるようになる。

#### (4) 期待される成果

成果1：天然ガス利活用を促進するための計画・制度設計が長期的視点から更新される。

成果2：天然ガスの国内での利活用が促進される。

成果3：天然ガス関連事業を推進するための能力が強化される。

#### (5) 主な活動

活動1-1 天然ガス利用マスタープラン(NGUMP)の更新

活動1-2 天然ガス利活用促進に必要な法整備支援

活動2 都市レベルの天然ガス利用計画の策定支援

### 活動3 MoE / TPDC / EWURA に対する能力強化研修の実施

#### (6) 先方関係機関

エネルギー省 (Ministry of Energy : MoE)

石油開発公社 (Tanzania Petroleum Development Corporation : TPDC)

エネルギー・水規制局 (Energy and Water Utilities Regulatory Authority : EWURA)

#### 第4条 業務の目的

本プロジェクトは、タンザニアにおいて、ガス関連のマスタープランの更新、ガスの利活用に必要な法制度の整備、およびガス利用の普及拡大に必要な能力強化を行うことにより、同国の経済成長と環境配慮を両立した形でのガス利活用を促進し、もって同国の社会経済開発と発展に寄与することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2023年5月16日にタンザニア国エネルギー省と締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「天然ガス利活用能力強化プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### (1) タンザニアのエネルギー需要及び地域別天然ガス利用の見通し

同国ではエネルギー供給の大部分を薪炭等の在来型バイオマスに依存しているが、今後は石油、天然ガス、電力などの近代エネルギーの普及が経済発展を支えることが想定される。なかでも国産エネルギーである天然ガスには、産業開発、雇用創出、民生部門エネルギーの近代化などの面で大きな期待が寄せられている。本プロジェクトでは、2014年から2015年に実施した「タンザニア国天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」、2014年から2016年に実施した「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定及び全国電力システムマスタープラン(2012)更新プロジェクト」、及び「タンザニア国天然ガス普及促進プロジェクト」での検討結果を踏まえ、同国の天然ガス需要見通しをまとめ、天然ガス利用計画の基礎情報とする。

##### (2) 天然ガスの世界市場の分析

昨今、ウクライナ情勢の影響もあり、世界各国でエネルギーの安全保障の重要性が再認識されている。タンザニアでは、2030年以降のLNG輸出を目指しており、大水深ガス田の開発に取り組んでいることから、地政学的な観点および経済効率性の観点から、同国がLNGを輸出する際の戦略を検討する。

##### (3) 天然ガスの国内配送手段の検討と経済性評価

2021年まで実施した「タンザニア国天然ガス普及促進プロジェクト」では、国

内輸送の手段として、一度天然ガスをLNG化したうえで各需要地に輸送するバーチャルパイプライン構想を提案した。しかし、ドドマでのガス火力発電所の建設が検討されている現状を踏まえると、バーチャルパイプライン構想は必ずしも経済的合理性があるとは言えない。本プロジェクトでは、タンザニア政府が持つ最新のエネルギー関連の計画を踏まえて、最適な国内配送手段を検討し、経済性の評価を行う。

#### (4) タンザニア側カウンターパート等関係者の人材育成

マスタープランの策定ならびに更新の作業は、今後タンザニア政府によって自立的に行われる必要がある。本プロジェクトで行うマスタープランの更新作業においても、カウンターパートが主体的に作業を行い、マスタープラン策定に必要な情報収集、分析、政策立案ができるよう、関連する知識と技能の強化を図る。

#### (5) 環境社会配慮

タンザニアでは、薪炭の利用による森林伐採や健康被害が課題となっており、本案プロジェクトを通じて国産天然ガスが普及することは同国が抱えるこれらの課題を解決するためにも望ましいことである。一方、地球温暖化対策として途上国に対しても温室効果ガスの排出量削減が求められている中、同国でも環境対策が必要になっている。以上をふまえ、本プロジェクトでは、環境に十分配慮した形での国産天然ガスの利用促進の道筋を検討する。

#### (6) モニタリング・シート (Monitoring Sheet) の作成・活用

本プロジェクトでは、受注者及びC/P機関による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のモニタリング・シート様式を用いる。プロジェクト開始後6か月ごとに、モニタリング・シートを用いて、定期的なモニタリング (PDM達成状況、PO進捗、実施上の課題の確認等) をC/P機関と合同で行い、発注者 (本部及びタンザニア事務所) に提出すること。モニタリング・シートに定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況 (上位目標の達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素の進捗状況を含むこと。

#### (7) 広報活動の実施

本プロジェクトの活動とその目的が広く知られるよう、タンザニア国内および日本国内でSNS等を使った積極的な広報を行う。タンザニア国内での広報に関しては、カウンターパート側からも積極的に発信されるよう、受注者が働きかけを行う。

#### (8) 能力強化研修 (本邦または第三国) の実施

本プロジェクトにおける能力強化研修として、2024年度、2025年度に各1回、カウンターパートの中核的な技術者6名程度について、受注者による2週間程度の本邦または第三国での研修を発注者と協議の上実施する<sup>1</sup>。なお、実施の頻度や期

---

<sup>1</sup> 能力強化研修 (本邦または第三国) の内容 (テーマ、目的、日程案)、第三国研修とする場合には実施国案とその理由について、プロポーザルで提案してください。

間、研修対象者については、発注者と協議の上、プロジェクトの進行状況に応じて柔軟に変更する。受注者は、研修日程およびカリキュラムの作成、講師の手配、見学先・実施先の手配、教材の作成、研修場所および必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施、その他研修に係る運営管理を行うこと。

#### (9) カウンターパートのオーナーシップの醸成

本プロジェクトの日常的な業務の実施に当たっては、日本側のみで業務を実施するのではなく、C/Pと密接に共同して活動を進めていくことが重要である。受注者は、カウンターパートが主体的に参加し、オーナーシップを発揮するよう最大限の工夫を行うこと。

また、モニタリング・シートの作成にあたっては、業務主任者とC/Pのプロジェクトディレクター連名として、内容の作成にあたって可能な限りC/Pのオーナーシップを引き出しつつ、双方にて作成を行うこととする。

合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」）の開催にあたっては、プロジェクトチームのうちタンザニア側メンバーが議論をリードできるように、事前の調整を行うこと。

### 第7条 業務の内容

業務開始時にC/Pの能力の向上度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可能とする。

#### (1) 全体に係る活動

##### 1) 業務計画書の作成・協議

受注者は共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から10営業日以内に発注者に対して提出し、承諾を得る。業務計画書においては、受注者として把握しているタンザニアにおけるガス利活用の課題および天然ガスの世界市場に関する動向などを詳述する。

##### 2) ワークプランの作成・協議

発注者による提供資料及び受注者が独自に収集した情報を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、C/P及び必要に応じその他タンザニア側関係者への説明を行う。C/Pからのコメントを踏まえ、ワークプランを修正し、第1回JCCにてタンザニア側関係者と合意する。ワークプランの説明に際しては、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する。また、協議結果は議事録として取りまとめる（以降に記載の各種説明、プレゼンテーション、協議においても、同様の対応を行うこと）。プロジェクトの進捗状況に応じてワークプランを変更する場合は、発注者に説明・協議したうえで、C/Pと合意する。

##### 3) JCCの開催支援と進捗説明

JCC議長はカウンターパートが担うものであるが、JCCを円滑かつ予定どおりに開催するため、受注者はR/Dに定められたJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して発注者へ報告するとともに、開催に係る支援を

行う。第1回JCCについてはプロジェクト開始1～2か月以内を目処に実施し、本プロジェクトのワークプランおよび次回以降のJCCの開催時期について確認を行うこと。第2回以降のJCCにおいては、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明し、関係者からの合意を得ること。

#### 4) セミナーの開催

本プロジェクトの活動および成果がタンザニア国内で広く認知されるよう、タンザニア国内において、タンザニア政府関係者、ドナー関係者、民間企業関係者を対象とした最終報告会を開催する。会場は、セミナールームまたはホテル会議室とし、参加者は100名程度とする。時期は、プロジェクト終了の1～3か月前を想定している。具体的な開催時期、プログラム内容、対象者、実施費用については、事前にC/P機関及び発注者と協議し、承認を得ること。

### (2) 成果1に関する活動

天然ガス利用マスタープラン（Natural Gas Utilization Master Plan : NGUMP）の更新、および天然ガス利活用促進に必要な法整備支援を行う。

- 1-1-1 国レベルでの天然ガス利用の現状を調査し、課題を抽出する。
- 1-1-2 今後の国内天然ガス需要を分析し、供給・輸出計画を策定する。
- 1-1-3 市場設計を実施し、国レベルでのモデルプランとそれに向けたロードマップを作成する。
- 1-1-4 1-1-1 から 1-1-3 までの分析に基づいて、NGUMPを包括的に更新する。
- 1-2 ガス利用に関して更新が必要な法規制を特定する。

各活動の詳細な内容は以下のとおり。

#### 活動1-1-1について

- 1) 天然ガス利用に係る国家計画および関連する法規制の分析・整理  
タンザニアの天然ガス政策に係る各種計画、法制などの情報を収集・整理する。
- 2) 同国における天然ガス需要や利活用に関する情報収集・整理  
過去にJICAが実施したプロジェクト等（「タンザニア国天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」、「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定および全国電力システムマスタープラン（2012）更新プロジェクト」、「タンザニア国天然ガス普及促進プロジェクト」等）およびその他既存資料で推計されているエネルギー需要/天然ガス需要や天然ガス利活用の方向に関する情報を収集・整理する。
- 3) エネルギー価格規制および価格政策に係る情報収集・整理  
同国におけるエネルギー価格・料金規制の実態と今後の価格政策に関する最新情報を収集・整理する。
- 4) 大水深ガス田の開発計画にかかる情報収集・整理  
同国における天然ガス埋蔵量や開発計画および輸出計画に係る最新情報を収集・整理する。
- 5) 天然ガス生産量および国内向け供給量の推計

同国の国産天然ガスの生産見通し、および生産分与契約などに基づく同国内で利用可能な天然ガスの見通しを推計する。

6) 環境社会配慮に係る情報収集・整理

環境社会配慮に関する同国の取り組み、組織体制ならびに法規制枠組みについて情報収集を行う。

7) 同国の天然ガス利用に係る課題の抽出

上記1)から6)の情報をもとに、同国の天然ガス利用に係る課題を抽出する。

### **活動1-1-2について**

1) 世界のガス市場動向の把握

世界の天然ガス市場の動向について、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー安全保障の問題といった観点を踏まえた、天然ガス、LNGの供給見通し、先進国や途上国におけるエネルギー動向や環境問題への取り組みを考慮した天然ガス需要の展望等について情報収集・分析を行う。

2) 天然ガスの国内需要見通し

タンザニアで想定される天然ガスの各用途における、天然ガス消費量の見通しを推定し、同国内で必要とされる総合的な天然ガス消費量を推計する。

3) タンザニア国内の地域別天然ガス需要の推計

人口や所得水準、電力消費量などの地域別分布など、入手可能なマクロ指標をもとに地域別のエネルギー需要動向を推定し、長期エネルギー消費動向および天然ガス需要ポテンシャルを推計する。

4) 全国天然ガス供給システムの検討

地域別天然ガス需要の推計をもとに、タンザニア国内で天然ガスを普及するのに最適な供給システムを検討する。その際、天然ガス供給システム構築に係る技術、コスト、環境への影響等も考慮し、いくつかの手法の経済性を比較しつつ、全国天然ガス供給システム構築案を作成する。

5) 国外への輸出計画の策定

上記1)から3)の活動をもとに、同国に最適な輸出計画を検討する。

### **活動1-1-3について**

1) 天然ガス利活用促進のための市場設計

タンザニア国内で天然ガスの利用を促進するための制度を含めた市場設計を検討する。

2) 国レベルでのモデルプランおよびロードマップの策定

上記1)を踏まえて、国内における天然ガス利活用促進のためのモデルプラン（官民の役割や実施体制・制度等）とその実現に向けたロードマップを検討する。

### **活動1-1-4について**

1) NGUMP（更新版）の作成

活動1-1-1から活動1-1-3を踏まえて、最新情報をもとにした、現実的なNGUMP（更新版）を作成する。その際、エネルギー・トランジツ

ション時代に向けた次世代エネルギーの供給可能性の検討や、Clean Cookingの普及に向けたLPGの導入拡大との整合等を踏まえることとする。

2) NGUMP（更新版）の説明

上記1)で作成したNGUMP（更新版）について、その内容を同国関係者に説明し、フィードバックを受ける。

3) NGUMP（更新版）の修正、最終化

上記2)で受けたフィードバックをもとに、NGUMP（更新版）を修正し、最終化する。

**活動1-2について**

1) 天然ガス利活用促進に必要な法規制の検討

活動1-1-1の1)をもとに、タンザニアのガス利活用促進に必要な法規制を検討する。なお、法規制の検討に当たっては、天然ガスに限らず、プロパンガスをはじめとした高圧ガス全般の規制に関し、必要な法規制を検討する。特に、同国が安全にガスを利用するための保安規制に関し、改善が必要な箇所を抽出し、改善案を提案する。保安規制以外でも、改善が必要な法規制があれば、その改善案を提案する。

2) 天然ガス関連分野への民間投資促進を目的とした制度の検討

同国内で天然ガスの利活用を促進するために必要となる関連分野への民間投資を促進するために必要な制度を検討する。

3) タンザニア側への天然ガス利活用促進に必要な法規制案の説明

検討した法規制を同国関係者に説明し、フィードバックを受ける。

4) 天然ガス利活用促進に必要な法規制案の修正、最終化

上記3)で受けたフィードバックをもとに、天然ガス利活用促進に必要な法規制案を修正し、最終化する。

(3) 成果2に関する活動

都市レベルの天然ガス利用計画の策定支援を行う。想定している活動の手順は以下の通り。

2-1	ダルエスサラーム、プワニ、ドドマの顧客カテゴリーを総合的に分析する。
2-2	特定された顧客カテゴリーに天然ガスを供給するための方法論を提案する。
2-3	3地域の天然ガス供給インフラ設計図を作成する。
2-4	3地域の優先順位に従って天然ガス利活用計画を作成する。

各活動の詳細な内容は以下のとおり。

**活動2-1について**

1) 対象とする都市の選定

都市レベルの天然ガス利用計画の策定<sup>2</sup>に関し、カウンターパートはダル

<sup>2</sup> 都市レベルの天然ガス利用計画の策定については、対象都市の選定基準、効果的な情報収集・分析方法、計画の中を含めるべき項目等について、プロポーザルで提案してください。

エスサラム、プワニ、ドドマの3つの州それぞれの中心都市を対象とすることを要望している。活動1-2で分析した国内需要の予測をもとに、天然ガス利活用促進の重要拠点として上記3州の都市が適切か検討し、本プロジェクトで対象とする都市を最終決定する。

- 2) 天然ガスの既存顧客に関する情報収集・整理  
上記1)で決定した都市における天然ガスの既存顧客について、消費量、用途等の情報を収集し、都市ごとに整理する。
- 3) 天然ガスの潜在顧客に関する情報収集・整理  
上記1)で決定した都市における天然ガスの潜在顧客について、需要見込み、用途等の情報を収集し、都市ごとに整理する。
- 4) 顧客カテゴリーの分析  
上記1)と2)をもとに、顧客カテゴリーを分析し、都市ごとに需要マップを作成する。

### 活動2-2について

- 1) 供給システムの検討  
活動2-1の1)で決定した各都市における、需要家への効率的な天然ガス供給システムを検討する。その際、天然ガス供給システム構築に係る技術、コスト、環境への影響等も考慮し、いくつかの手法の経済性を比較しつつ、最も効率的かつ効果的な供給システム案を作成する。

### 活動2-3について

- 1) 天然ガス供給インフラの検討  
活動2-2で検討した、供給システムの実現に必要なインフラ設備について検討し、ガス田から各都市の最終需要地に至るまでのパイプラインや設備等についての簡便な設計図を作成する。

### 活動2-4について

- 1) 都市ごとの天然ガス利活用計画の検討  
活動2-1から活動2-3を踏まえて、活動2-1の1)で決定した各州における天然ガス利活用計画を検討する。
- 2) 都市ごとの天然ガス利活用計画の修正、最終化  
上記1)で作成した計画について、同国関係者に説明し、フィードバックを受ける。フィードバックをもとに、修正案を作成し、計画を最終化する。

#### (4) 成果3に関する活動

MoE / TPDC / EWURA に対する能力強化研修を実施する<sup>3</sup>。想定している活動の手順は以下の通り。

3-1 特定された分野/トピックで能力評価を実施する。
-----------------------------

<sup>3</sup> 能力強化研修の実施方針については、プロジェクト終了後の持続性の観点を考慮しつつ、対象分野と出向先の候補や、効果的なトレーニング計画と教材開発の考え方について、プロポーザルで提案してください。



- 3-2 OJTや出向を含め、特定された分野/トピックでトレーニング計画を作成する。
- 3-3 研修教材を開発する。
- 3-4 研修を実施する。

各活動の詳細な内容は以下のとおり。

### **活動3-1について**

#### 1) 研修を行う分野/トピックの選定

本プロジェクトの詳細計画策定調査において、カウンターパートと以下に関する能力強化を行うことで合意している。プロジェクト開始後、各項目に関して、研修の内容および方法を先方と協議し、方針を決定する。

- ① ガス利用に関する政策立案に関する能力強化
- ② タンザニアの各都市における都市ガス、LNGによるバーチャルパイプライン、CNG普及のための技術に関する能力強化
- ③ ガス関連プロジェクトに関する、経済金融モデリング、分析、計画、詳細設計の実施、デザイン、実施監理に係る能力強化
- ④ ガス関連施設の運用、維持管理に関する能力強化
- ⑤ 国際政治経済とエネルギー安全保障に関する能力強化
- ⑥ LNG事業のバリューチェーンに係る能力強化
- ⑦ ガス利用に係る健康、安全、環境管理の分野における能力開発

#### 2) 研修参加者の決定

活動3-1の1)で決定した研修内容につき、カウンターパートと協議のうえ、研修への参加者を決定する。その際、本プロジェクトの効果が持続するように、カウンターパート組織内において、キーパーソンとなる人材を選出する。

#### 3) 研修を行う分野/トピックに関するカウンターパートの能力を評価する

活動3-1の1)で決定した研修内容につき、カウンターパートの研修前の能力を評価する。評価にあたっては、できる限り客観的な指標を使うよう留意すること。

#### 4) 研修を通じて習得すべき能力の確認

上記2)で評価したカウンターパートの能力レベルを踏まえて、研修を通じて到達すべきゴールとその過程で習得すべき能力を明確にし、カウンターパートと認識を共有する。その際、現状、ゴール、ゴールまでの道筋を明記したチャートを作成する。

### **活動3-2について**

#### 1) 研修計画の作成

活動3-1で決定した研修内容について、効率的かつ効果的な研修計画を作成する。その際、タンザニアの慣習、政治的イベント、カウンターパートのスケジュールを考慮した現実的な計画を立てること。

### **活動3-3について**

#### 1) 研修教材の作成

研修で使用する教材を作成する。教材は、本プロジェクト終了後もカウンターパート内で使用できるよう、第三者から見ても分かりやすく、写真や図を用いて視覚的にも理解できる内容にすること。

2) カウンターパートの人材育成計画との連携

本プロジェクトで実施した研修は、本プロジェクト終了後もカウンターパート内で持続的に継承されることが望ましい。カウンターパートの人事担当者との連携のうえ、本プロジェクトで作成した研修教材が継続して使われる方法を検討し、提案する。

**活動3-4について**

1) 研修の実施

活動3-1から活動3-3を踏まえて、研修を実施する。

2) 研修効果の確認

研修後、研修参加者の能力評価を行い、研修の効果を確認する。

3) ふりかえりの実施

上記2)を踏まえて、実施した研修のふりかえりを行い、本プロジェクト終了後に必要となる能力およびカウンターパート内での技術継承について提言を行う。

**第8条 報告書等**

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト事業完了報告書とし、当該報告書には(2)の技術協力資料等を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品名	提出時期(※1)	部数など(※2)
業務計画書(共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文 3部 及び電子データ
ワークプラン	契約締結から約1か月後	英文 5部 及び電子データ
モニタリング・シート	プロジェクト開始後6か月ごと	英文の電子データ
プロジェクト進捗概要資料(※3)	モニタリング・シート提出に併せて提出	和文・英文の電子データ
NGUMP(更新版)	2025年5月30日	英文の電子データ
州レベルの天然ガス利活用計画(3州分)	2025年6月30日	英文の電子データ
プロジェクト事業完了報告書(※4)	2025年10月15日 (プロジェクト終了3か月前に提出し、発注者からのコメントを受けて最終化する)	和文 3部 英文 5部 CD-R 1枚

(※1) 業務計画書、プロジェクト事業完了報告書以外の提出物は、最低2週間前ま

でに初稿を提出し、発注者からのコメントを踏まえた最終版を期限までに提出すること。プロジェクト事業完了報告書は、上表に記載のとおり、プロジェクト終了の3カ月前までにドラフトを提出し、発注者からのコメントをもらうこと。

(※2) 英文の提出物については、発注者への提出前に必ずネイティブチェックを受け、文法および語彙に誤りが無い、校正された文書を提出すること。また、英文の提出物については、C/Pと協働で作成すること。

(※3) プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的に、A4で1-2枚程度の分量で、現地活動の写真や図を用いて作成し、発注者に提出すること。

(※4) プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目(案)は発注者と受注者で協議、確認する。

## (2) 技術協力資料等

受注者は、C/Pを支援し、以下の技術協力資料を作成し、提出する。

なお、技術協力資料はC/Pとの業務実施を通じて随時改訂が必要なことから、プロジェクト終了時に最終版を提出するものの、進捗状況に応じて素案の段階からプロジェクト進捗概要資料に添付し、関係者の意見を反映すること。なお、内容は分かりやすく簡便なものにすること。本資料は英文で作成したものを提出すること。

- ① 更新版のNGUMPのドラフト
- ② ダルエスサラーム、プワニ、ドドマの都市レベルでの天然ガス利活用計画のドラフト
- ③ 研修で使用した資料
- ④ 研修の記録(参加者、研修の内容、研修の成果が記載されたもの)

## (3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

## (4) その他の提出物

議事録等：先方機関との協議概要を取りまとめ、発注者に速やかに提出する。発注者との打ち合わせを行った際も、その議事録を取りまとめ、発注者に速やかに提出すること。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	能力強化研修の内容 (テーマ、目的、日程案)	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 能力強化研修の実施
2	都市レベルの天然ガス利用計画の策定方針	第7条 業務の内容 (3) 成果2にかかる活動
3	能力強化研修の実施方針	第7条 業務の内容 (4) 成果3にかかる活動

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：天然ガス利用に関する計画策定および技術支援業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／天然ガス開発・利用総合計画
- 国内需給予測／ガス運搬ネットワーク
- 制度分析

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.80 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／天然ガス開発・利用総合計画）】

- ① 類似業務経験の分野：天然ガスに関する総合計画の策定業務
- ② 対象国及び類似地域：タンザニア国及び東アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

### 【業務従事者：国内需給予測／ガス運搬ネットワーク】

- ① 類似業務経験の分野：国内需給予測／ガス運搬ネットワークに関する業務
- ② 対象国及び類似地域：タンザニア国及び東アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

### 【業務従事者：制度分析】

- ① 類似業務経験の分野：ガス関連の法制度の分析業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は24ヵ月間であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2023年9月の契約締結から2025年11月の履行期間終了までの約27ヵ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 35.80 人月（現地：20.60人月、国内15.20人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.40を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／天然ガス開発・利用総合計画（2号）
- ② 国内需給予測／ガス運搬ネットワーク（3号）
- ③ 国際天然ガス市場分析／国際需給予測
- ④ 経済金融分析
- ⑤ ビジネスモデル分析
- ⑥ ガス設備設計／ガス設備運営維持管理
- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ 人材育成
- ⑨ 制度分析（3号）

3) 渡航回数を目途 全40回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

再委託を想定している業務はありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本案件の R/D

2) 公開資料

- タンザニア国 天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000027966>
- タンザニア国 天然ガス普及促進プロジェクト報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000047417>
- ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定及び全国電力システムマスタープラン（2012）更新プロジェクト  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020\\_1300198\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1300198_4_f.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地活動中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在タンザニア日本国大使館、JICA タンザニア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地活動時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地活動中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。



(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

#### **【上限額】**

**132,955,000円(税抜)**

なお、定額計上分 10,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第2章第6条 （8）能力強化研修（本邦または第3国）の実施	10,000,000円	直接経費と受入期間の業務人月（人材育成、4号を想定）1.4人月の報酬	報酬 国内業務費

（5）見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

**（千円未満切捨て不要）**

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒タンザニア（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒タンザニア（カタール航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: 業務主任者/天然ガス開発・利用総合計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/○○○○	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: 国内需給予測/ガス運搬	<b>(12)</b>	

ネットワーク	
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：制度分析</b>	<b>(12)</b>
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	4